

令和5年第1回大玉村議会臨時会会議録

第1日 令和5年1月20日（金曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

2番 渡邊啓子	3番 菊地厚徳	4番 本多保夫
5番 松本昇	6番 佐原佐百合	7番 鈴木康広
8番 武田悦子	9番 佐原吉太郎	10番 須藤軍藏
11番 押山義則	12番 菊地利勝	

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

1番 斎藤信一

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求める職員。

村長 押山利一	副村長 武田正男
教育長 渡辺敏弘	総務部長 押山正弘
産業建設部長 菅野昭裕	建設課長 杉原仁

4. 本会議案件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議案の一括上程

提案理由の説明

議案審議

質疑・討論・表決

議案第 1号 大玉村職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

議案第 2号 大玉村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 大玉村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 大玉村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 職員の降給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する

条例について

- 議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例について
- 議案第13号 令和3年度大作田1号線災害復旧工事請負変更契約について
- 議案第14号 令和4年度南町・石橋線（外）道路改良舗装工事請負変更契約について

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、安田敏、鈴木裕也

会議の経過

○議長（菊地利勝） 令和5年第1回1月臨時会が招集されましたところ、出席ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は、1番斎藤信一君より欠席届がありましたほか、11名全員であります。定足数に達しておりますので、令和5年第1回大玉村議会臨時会を開会いたします。

（午後1時30分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番本多保夫君、5番松本昇君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。9番。

○議会運営委員長（佐原吉太郎） 本臨時会の会期日程等について、去る1月17日午前10時より、第1委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、調査をいたしましたので、その経過と結果について、以下報告申し上げます。

委員会は、議長出席の下、全委員出席、さらに当局から総務部長の出席を求め、提出議案の概要の説明を受け、会期及び議事日程等について、次のように決定いたしました。

本臨時会に提出される事件は、村長提出の議案14件で、その内容は、条例制定案件1件、条例改正案件10件、条例廃止案件1件、工事請負変更契約2件、合わせて14件であります。

よって、会期につきましては、本日1日間と決定いたしました。なお、審議日程につきましては、本日1月20日、本会議、議案の一括上程、提案理由の説明、議案審議という日程で行います。

以上のように委員会として全委員一致をもって決定いたしましたので、何とぞご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、報告といたします。

以上であります。

○議長（菊地利勝） ただいま議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、会期につきましては、議会運営委員会委員長報告のとおり決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会における諸般の報告は、説明員の報告についてであります。内容につきましては、配付をもって報告に代えさせていただきます。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第4、議案第1号から議案第14号までを一括上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（安田 敏） 別紙議案書により朗読。

○議長（菊地利勝） 事務局職員の朗読が終わりました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第5、村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） 議員各位には、令和5年第1回臨時会にご多用のところご参集を賜り、誠にありがとうございます。

本臨時会における提出議案は、条例制定案1件、条例改正案10件、条例廃止案1件、工事請負変更契約案件2件、合わせて14件であります。

それでは、議案第1号、大玉村職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について申し上げます。

本案につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が公布され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、高齢層職員の多様な働き方のニーズに応えるための選択肢の一つとして、国及び県に準じた条例を制定するものであります。

第1条につきましては条例制定の趣旨を、第2条第1項では部分休業の承認の単位を、同条第2項では高年齢の基準を定めるものであります。

第3条につきましては部分休業取得中の給与の減額について、第4条では部分休業の承認の取消し及び短縮を、第5条では部分休業の延長の承認を、第6条では委任について定めるものであります。

次に、議案第2号、大玉村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が公布され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、国及び県に準じた改正を行うべく条例の一部改正を行うものであります。

第1条につきましては法改正に伴う引用条文の改定を、第3条では法第28条の6の規定により定年年齢を65歳と定めるものであります。

第4条では勤務延長による定年退職の特例を定め、第6条では管理監督職勤務上限年齢（役職定年制）の対象となる管理監督職を、第7条では役職定年が適用される年齢を定めるものであります。

第8条につきましては、役職定年に際して他の職への降任等を行うに当たっての遵

守すべき基準を定め、第9条では役職定年制の制限の特例を、第10条では役職定年制の特例の対象となった職員の同意を得る規定を、第11条では役職定年制の特例の理由が消滅した場合の措置の規定について定めるものであります。

第12条では、60歳に達した日以後、定年前に退職した者を短時間勤務の職に採用するための定年前再任用短時間勤務職員の任用の規定を定め、第13条では、加入する一部事務組合と村との間の定年前再任用短時間勤務職員の任用の規定を定め、第14条では規則への委任について定めるものであります。

附則第3項につきましては、定年の段階的引上げに関する経過措置であり、2年ごとに1歳ずつ定年を引き上げるものであります。

附則第4項につきましては、職員が60歳に達した日以後に適用される任用、給与、退職金等の情報の提供や、60歳以降の勤務の意思の確認についての規定を定めるものであります。

改正附則第2条は勤務延長に関する経過措置であり、第1項では、施行日前に勤務延長を行った職員についてもその期限を延長できることを規定し、第2項では、定年の段階的引き上げ期間中において、期限延長職員が一時的に定年年齢に達していない時期が生じた場合であっても、定年に達している職員と同様に昇任等ができないことを規定するものであります。

改正附則第3条から第6条は定年退職者の暫定再任用に関する経過措置であり、第3条第1項では、施行日前に定年退職した者で65歳に達する年度の末日までにある者を、規則で定める情報に基づく選考により、現行の再任用制度と同様に1年以内の任期で常時勤務を要する職に採用することができることを規定し、同条第2項では、定年が65歳となるまでの間、施行日以後に定年退職した者で65歳に達する年度の末日までにある者を、規則で定める情報に基づく選考により、現行の再任用制度と同様に1年以内の任期で常時勤務を要する職に採用することができることを規定し、同条第3項では、暫定再任用職員任期は65歳に達する年度の末日まで1年ずつ更新することができることを規定し、同条第4項では、暫定再任用職員の任期の更新は勤務実績が良好である場合に行うことができることを規定し、同条第5項では、暫定再任用職員の任期の更新は事前に本人の同意を得なければならないことを、同条第6項では、暫定再任用職員の改正後の条例の適用除外について規定するものであります。

改正附則第4条につきましては、村が加入する一部事務組合との間の暫定再任用の規定であり、内容は第3条と同様であります。

改正附則第5条につきましては、暫定再任用短時間勤務職員の規定であり、第6条は、村が加入する一部事務組合との間の暫定再任用短時間勤務職員の規定で、ともに内容は第3条と同様であります。

改正附則第7条は、施行日以後に新たに設置された職等については、当該職に係る旧定年が存在しないため、これらの職とその職に係る旧定年に相当する年齢を定めるもので、第8条は、短時間勤務の職について第7条同様の規定を定めるものであります。

改正附則第9条は、施行日以降に新たに設置された職等については、当該職に係る旧定年が存在しないことがあるため、これらの職とその職に係る旧定年に達している者及び職員を定めるもので、第10条は、定年の段階的引き上げ期間中においては、定年前再任用短時間勤務職員の任期終了時点で再び定年前となる場合があるため、改めて定年前再任用短時間勤務職員に採用等することができないことを規定するものであります。

改正附則第11条については、令和5年度に60歳に達する職員に対して、令和4年度中に情報提供並びに意思確認を行う必要があることから、令和3年改正法附則第2条第3項の規定に基づき、条例で定める年齢を60歳と規定するものであります。

次に、議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましても、地方公務員法の改正により、条例の一部改正を行うものであります。

第5条第3項につきましては文言の整理を、同条第9項では任期付職員の給料表の適用について定めるものであります。

第5条の2につきましては、法改正による引用条項の改正並びに文言の整理を、第5条の3においては法改正による条ずれ並びに文言の整理を、第12条から第22条につきましても文言の整理をするものであります。

第25条の2につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の初任給の格付、昇給、扶養手当並びに寒冷地手当の適用除外について定めるものであります。

附則第11項では、60歳に達した職員の給与減額の規定を定め、附則第12項では附則第11項の適用除外職員について、附則第13項及び第14項では、管理監督職勤務上限年齢に達し降格した職員の管理監督職勤務上限年齢調整額について、附則第15項及び第16項では、給与支給の例外規定について、附則第17項では、規則への委任について定めるものであり、別表第1の行政職給料表につきましては文言の整理であります。

改正附則第1条は施行日について、第2条は用語の意義について定めるものであります。

改正附則第3条第1項は暫定再任用職員の給与について、同条第2項は暫定再任用短時間勤務職員の給与について、同条第3項は暫定再任用短時間勤務職員の通勤手当、超過勤務手当並びに勤務1時間当たりの給与額の算出に関する読み替規定を、同条第4項から第5項は暫定再任用職員の期末手当並びに勤勉手当に関する読み替規定を定めるものであります。

改正附則第6項は、暫定再任用職員について初任給及び昇給等の基準、扶養手当並びに寒冷地手当の適用除外について、第7項は勤務延長とされている職員に係る給与水準7割の適用除外について規定するものであります。

次に、議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましても、地方公務員法の改正により、条例の一部改正を行うものであります。

第2条第3項につきましては、法改正による引用条項の改正並びに文言の整理について、第3条以降についても文言を整理するものであります。

附則第1項では施行期日について、第2項では用語の意義について、第3項では暫定再任用短時間勤務職員の読替規定について、それぞれ定めるものであります。

次に、議案第5号、大玉村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましても、地方公務員法の改正により、条例の一部改正を行うものであります。

第2条第2項につきましては、法改正により再任用短時間勤務制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制度となることによる引用条項の改正であります。

第5条第3項につきましては、条例で定める高年齢に達した職員が高齢者部分休業を取得した場合において、その勤務しない時間につき任期付短時間勤務職員を採用することを可能とするものであります。

次に、議案第6号、大玉村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましても、地方公務員法の改正により、条例の一部改正を行うものであります。

第3条につきましては、法改正により再任用短時間勤務制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制度となることによる引用条項の改正であります。

次に、議案第7号、職員の降給に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましても、地方公務員法の改正により、条例の一部改正を行うものであります。

第2条につきましては、降給の種類に、地方公務員法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢に達した職員が、下位の職務の級に降格することを加えるものであります。

第3条の降格の事由につきましても、第2条同様であります。

附則第2項につきましては、職員の給与に関する条例附則第11項に規定する60歳に達した職員の給与減額に関する読替規定を、附則第3項では、給与減額となる職員の第5条の適用除外について定めるものであります。

議案第8号、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましても、地方公務員法の改正により、条例の一部改正を行うものであります。

第4条につきましては、給料月額の変動がある職員に係る減給額の上限を定めるものであります。

次に、議案第9号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましても、地方公務員法の改正により、条例の一部改正を行うものであります。

第2条第2項につきましては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項に規定する公益的法人等に派遣することができない職員に、管理監督職勤務上限年齢に達し、翌年の4月1日までの異動期間が延長された職員を追加するものであります。

議案第10号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案につきましても、地方公務員法の改正により、条例の一部改正を行うものであります。

第2条につきましては、育児休業をすることができない職員に、60歳に達した後、異動期間が延長された管理監督職を加えるものであります。

第16条につきましては、法改正による引用条項の改正並びに文言の整理、第17条においても文言を整理するものであります。

次に、議案第11号、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましても、地方公務員法の改正により、条例の一部改正を行うものであります。

第2条につきましては、法改正により再任用短時間勤務制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制度となることによる引用条項の改正であります。

第17条第3項につきましては、条例の規定により高年齢に達した職員が高齢者部分休業を取得した場合において、給料を減額する規定を整備するものであります。

第21条の2につきましては、第2条同様であります。

次に、議案第12号、職員の再任用に関する条例を廃止する条例について。

本案につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が公布され、令和5年4月1日に施行されることにより、定年が段階的に65歳に引き上げられ、再任用制度が廃止されることから、条例を廃止するものであります。

次に、議案第13号、令和3年度大作田1号線災害復旧工事請負変更契約について申し上げます。

株式会社丸忠建設工業と令和3年10月21日に契約を締結しました令和3年度大作田1号線災害復旧工事請負契約につきまして、工事実績による排土工の数量増に伴い増額となることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

当初契約額1億9,019万円に1,658万2,500円を増額し、総額で2億677万2,500円に請負額を変更するものであります。

次に、議案第14号、令和4年度南町・石橋線（外）道路改良舗装工事請負変更契約について申し上げます。

株式会社丸忠建設工業と令和4年6月17日に契約を締結しました令和4年度南町・石橋線（外）道路改良舗装工事請負契約につきまして、防犯灯移設費の新たな計上や交通誘導員の数量増に伴い増額となることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

当初契約額7,480万円に82万3,900円を増額し、総額で7,562万3,900円に請負額を変更するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地利勝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第6、議案第1号「大玉村職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」を議題といたします。

質疑を許します。11番。

○11番（押山義則） ちょっと疑問のところだけ伺っていきます。

この部分休業に関する条例の制定の中で、第2条、勤務時間の2分の1を超えない範囲内で5分以内、総務省なんかのホームページを開くと、19時間を超えない範囲内で15分を単位としてとあるんですが、その辺はなぜ5分なのかな、県あたりの考え方へ準じた制定なのか、その辺確認しておきます。

それから1点、これはもうそもそも分からないもので聞きたいんですが、部分休業する場合の、これから段階的に定年が変わってくるわけですが、部分休業の意思確認の方法というはどういう形で実際行われていかれるのか確認しておきたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えいたします。

まず、第2条第1項関係のご質問でございます。

ここで言う通常の勤務時間、これは議員おっしゃるとおり38時間45分の2分の1、これは19時間22分が2分の1に該当いたします。これを超えない範囲内ということで、1日の例えば半分であったり、あとは1週間、5日間あるわけでございますけれども、そのうちの2日半日とか、そういう形で部分休業を承認するということになります。

この5分単位ということではございますけれども、これについては基準等は定められておりませんけれども、本村においては5分単位での取得をそれぞれ承認するというふうな趣旨での制定でございます。

また、2件目のご質問でありますとおり、どういった形での意思確認ということではございますけれども、これはあくまでも65歳、段階的に定年が引上げとなります。これに関しまして、約10年前になりますけれども、55歳という節目をもって、そこから10年後の定年に向けて、どういった私は定年後こういう職をやりたいとか、

そういう人生設計でありましたり、そういうものにチャレンジする期間を設けるというのが趣旨でございますので、あくまでも対象となった職員からの申出によって、その期間であったり時間を承認するという、そういうふうな内容で進んでいく計画でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 分かりました。ありがとうございました。

それで、例えばの話で伺いたいんですが、1週間、週5日のうち隔日で勤務するとか、そういうのもこういう形で可能なんでしょうか。あくまでも毎日のうち半分だけ出勤するとかじゃなくて、1日おきに出勤するとか、そういうのも可能な形でこの条例は制定されるのでしょうか。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

申請に基づきます承認につきましては、先ほどの時間単位での承認になるわけでございますけれども、これはあくまでも本人がどういった期間、こういう計画でこの部分休業を取得したいという申出がまずはあるというのが1点目でございます。

それに基づきまして、あくまでも優先されるべきは業務の遂行でございますので、その間の職員と村当局とのすり合わせというのは当然必要になってまいります。あくまでも業務に大きな障害が出ないというのが大前提になりますので、ただし、こういった制度は国が定めた制度の条例化ということになりますので、最大限、本人の意思を尊重する必要はございます。

今ほどありましたとおり、例えば一つの例としては、午前中は休業して資格取得のための勉強、専門学校に通うとか大学に通うとか、そういうものもあるかと思います。あとは、先ほどお話をあったとおり、5日のうちの2日間、そういう勉強のために充てたいという申出もあるかと思います。それは職員からの申出によるケース・バイ・ケースで、お互いに調整しながら承認をしていきたいというふうな計画を持っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第7、議案第2号「大玉村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。11番。

○11番（押山義則） 定年などに関する条例の一部改正、段階的に、何年でしたか、最終的には、13年までに65歳ということになるんだそうですが、そもそも私はこういう煩わしいやり方で段階的にいくのがすごく疑問に思っていたので、この制度は、村長、職員にとっていい制度なんですか、救われる制度なんですか。その辺の考え方をちょっと伺っておきたいんですが。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えします。

これは国の制度なので、各地方自治体の裁量は一切認められていないので、職員にいいか悪いかとなりますと、年金制度の関係とともに含めての最終的には65歳ということですので、まだ元気なうちに職員として働くことが可能になると。一斉に65歳に一遍に上げてしまうと、人事構成上とか採用の問題とか予算の関係も生じますので、段階的にというのはやむを得ないのかなというふうに感じています。

以上です。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。8番。

○8番（武田悦子） この条例改正の中で、暫定再任用職員という言葉があちこちに出てまいりますが、これは65歳に到達するまで暫定再任用職員として働くという、今現在、再任用職員として働いていらっしゃる方も、65歳の年齢に到達するまで暫定再任用職員として働くということでおろしいのか。それ以降、もし仮に、令和13年4月以降、65、定年になったときは、もうそこで再任用というものはなくなって、それ以降、仮に働くとすれば会計年度任用職員という形というふうに解釈してよろしいのか、伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

まず、1点目のご質問であります暫定再任用制度でございます。

これは、今現在、おっしゃるとおり、私も含めまして再任用職員という定年、60歳を迎えた以降の勤務、任用の形態でございます。これにつきましては、新制度に移行した後の任用の名称でございますので、令和9年まで、60歳以降に退職した職員までも含めまして、これを一時的な暫定再任用職員という役職での任用となります。

あと、新制度によって 60 歳を超える職員、これが発生するのが……失礼しました。先ほどのは……大変申し訳ありません。訂正をさせていただきます

まず 1 点目は、先ほど申し上げました、現在、再任用職員として任用されている職員については、65 歳まで引き続き暫定再任用職員としての任命は可能でございます。

また、新制度になりまして、60 歳以降の職員の中で、一旦退職をしてまた別な職員として勤務したいという場合につきましては、ここでは暫定再任用職員としておりますが、別な名称での定年前再任用短時間勤務職員という職での勤務も可能と、これが 2 点目でございます。

3 点目が、それぞれ段階的に定年制が引き上げられていますけれども、それぞれ引き上げられた定年をもって一旦退職にはなりますが、その後、本来定年である 65 歳までは暫定再任用という形での任用も可能になるというふうな 3 つの点がございます。

以上でございます。

失礼しました。会計年度任用職員関係ですが、当然 65 歳を超えての全ての任用はできませんので、今おっしゃられたとおり、会計年度任用職員、この職での任用は可能でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第 2 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第 8 、議案第 3 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第9、議案第4号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第10、議案第5号「大玉村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝）　日程第11、議案第6号「大玉村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝）　質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝）　異議なしと認めます。

よって、これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝）　日程第12、議案第7号「職員の降給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝）　質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝）　異議なしと認めます。

よって、これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝）　日程第13、議案第8号「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝）　質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第14、議案第9号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。11番。

○11番（押山義則） 改正案件の中で、第2条第5項の中の定年などに関する条例の中で、異動期間という言葉が使われておりますが、この異動期間という言葉の意味はどういうことなのか確認しておきたいんですが。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

ここで言う異動期間、これにつきましては先ほどの定年延長関係の条例のほうでも規定をされたものでございますけれども、法令用語になってまいります。

これにつきましては、定年退職前、例えば60歳で役職を定年するというのが定年条例の中での位置づけの一つでございます。60歳をもって管理監督職から管理監督職以外の職に降任となります。

例えば、課長であった職員が、60歳の誕生日を迎えた最初の4月1日をもって、その課長職から管理職手当の支給をされていない職員に降任ということになります。職をもう降ろすという意味でございますけれども、役職定年で本来は解くような形になりますが、特段、特殊な事情をもって、そのまま60歳以降も管理職を引き続き任用するという職員、この場合は、ここで言う延長ということになります。誕生日を迎えた、その次の4月1日、ここまでが異動期間ということになるわけでございますけれども、その異動期間の最後の日が4月1日になります。その間が異動期間と、これは職員によってまちまちになります。誕生日からになりますので。

4月1日の日にちに、最終日をもって本来は管理職を解きますけれども、それを解かないままに管理職を引き続き任用するという職員については、異動期間の延長、1年後のまた4月1日まで異動期間が伸びます。ちょっと分かりづらい表現になりますが、法令の解釈は一応そういう解釈であります。異動期間を1年間延長するという、それがこの異動期間の意味でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 分かったような分からぬようななんですが。

それぞれのというか、誕生日のあやでちょっと確認しておきたいんですが、例えば4月1日生まれの方というのはどのような査定を今のような説明の中でされるんですか。たまたま、ないとも限りませんので確認しておきたいんですが。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 大変失礼しました。分かりやすいように誕生日というふうに申し上げました。

戸籍法でいいます満年齢は、誕生された、生まれた日にちの前日をもって満年齢ということになります。ご承知かと思います。したがいまして、4月1日生まれの方については3月31日が法令上の満年齢になりますので、この場合は2日しかないというふうにご理解いただければよろしいと思います。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第15、議案第10号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第16、議案第11号「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第17、議案第12号「職員の再任用に関する条例を廃止する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第18、議案第13号「令和3年度大作田1号線災害復旧工事請負変更契約について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。8番。

○8番（武田悦子） この災害復旧工事、増額になった部分を改めて補助金として申請を

するというふうに伺ったように思っているんですが、改めてここの仕組みを説明いただければというふうに思います。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 8番議員さんにお答えいたします。

まず、この増嵩になった部分、排土量が増えた部分については補助対象となってございます。大作田1号線の災害復旧工事費につきましては、国の当初査定額、国庫負担対象額2億1,806万6,000円という査定を対象額として得てございます。これを超える部分、増額分につきましては、この間、補助対象の工事費に組み込むべく国と調整をしてまいりました。その結果、増額分については一旦単独費を充当して事業を先に実施する施越工事という手法を用いまして、令和5年度の再調査に増額分を申請して、補助金の確定を受けるといったものになるものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。11番。

○11番（押山義則） 災害復旧工事、大変な仕事、大変苦労されたと伺っていますが、それで確認のため質問いたしますが、排土工の数量増ということありますが、排土工の数量増、当初幾らだったのが幾らに増えたのか、その数量を確認しておきます。残土処理もそういう形で、残土処理についてはアジア開発跡地に捨てるというような形で、そこも捨てる経費のような計上もされていたと思うんですが、その辺の取り扱いはどのように終わったのか確認しておきます。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 11番議員さんにお答えいたします。

まず、土工の掘削でございます。こちら当初設計では1万6,175.4立米の掘削を予定しておりました。最終的な実績でございますが1万8,909.2立米の掘削となってございます。当初数量に対しまして2,733.8立米の増となっているところでございます。

また、排土の残土処分についてでございますが、最終的には、今回の議案とは関係なく、関連でございますが、2,960万450円の実績となってございます。こちらも補助対象になってくるといったものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第19、議案第14号「令和4年度南町・石橋線（外）道路改良舗装工事請負変更契約について」を議題といたします。

質疑を許します。10番。

○10番（須藤軍蔵） 変更内容等については提案理由で分かりましたが、この工事の工期の月日、あるいはまた現在の工事の進捗状況、こういうものについて伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 10番議員さんにお答えいたします。

まず、南町・石橋線（外）道路改良舗装工事の工期でございますが、令和5年3月20日となってございます。

続きまして、進捗でございますが、現在の進捗は7割程度を見てございます。路床の置き換え工が終わりまして、両サイドの外溝、側溝工が半分くらい今、進捗を見てございます。その半分の外溝を終わらせまして、あとは舗装等に仕上げていくといったのが今後残ってございます。

いずれにしましても、3月20日までの工期内での完成を目指して今、進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 以上で今臨時会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和5年第1回大玉村議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時49分）